

情報公開法の制度運営に関する検討会開催要領

1．目的

情報公開法の制度運営に関する検討会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に関し、法附則に規定する法施行後 4 年を目途とした見直しについて有識者（別添参照）による専門的な検討を行うことを目的とする。

2．会議

総務副大臣が開催する検討会とし、情報公開制度に関し、専門的かつ優れた見識を有する者に参集を求めるものとする。

3．運営

- (1) 会議は座長が招集する。
- (2) 座長は、会議を主宰し、座長に事故があるときは、あらかじめその指名する座長代理が、その職務を代行する。
- (3) そのほか、会議の運営に必要な事項については、座長が定める。

4．庶務

検討会の庶務は、総務省行政管理局（情報公開推進室）において処理する。